

ID: 156

担当部署: 教育委員会 参事(風連生涯学習担当)

処分の概要	使用料の減免														
例規名 根拠条項	ふうれん地域交流センター条例 第18条第2項において読み替える場合の第14条														
例規番号	平成22年条例第2号														
<p>【根拠条文】 (利用料金等の減免) 第14条 指定管理者は、教育委員会規則で定める事由があるときは、利用料金を減額し、又は免除することができる。なお、利用料金を免除する場合は、暖房料も免除する。</p> <p>【基準】 根拠条文及びふうれん地域交流センター条例施行規則第6条の規定による。 (利用料金等の減免) 第6条 条例第14条の規定による利用料金及び暖房料の減免基準は、別表のとおりとする。 2 前項の規定により利用料金及び暖房料の減免を受けようとする者は、ふうれん地域交流センター利用料金等減免申請書(別記様式第5号)を指定管理者に提出しなければならない。</p> <p>別表 (第6条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;">利用区分</th> <th style="width: 30%;">減免割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的役割を果たしている広域的な団体が、その団体の目的のために利用する場合</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体</td> <td>免除</td> </tr> <tr> <td>(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体</td> <td>5割減額</td> </tr> <tr> <td>(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合</td> <td>5割減額又は免除</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1 利用料金を免除する場合は、暖房料及び備付物件の利用料並びに実費徴収金も免除とする。 2 前号に掲げる場合を除き、暖房料及び備付物件の利用料金並びに実費徴収金は、減免の対象としない。 3 申請者が本市以外のもの、政治活動又は宗教活動を行うもの、営利を目的とした利用又は飲酒を伴う場合の利用については、減免の対象としない。</p>				利用区分	減免割合	(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除	(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的役割を果たしている広域的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額	(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除	(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額	(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除
利用区分	減免割合														
(1) 市又は教育委員会が主催又は共催する事業で利用する場合	免除														
(2) 学校教育関係団体、社会教育関係団体、社会福祉関係団体、その他行政の補完的役割を果たしている広域的な団体が、その団体の目的のために利用する場合	5割減額														
(3) 半数以上が市内在住の障がい者を有する者で構成する団体	免除														
(4) 半数以上が市内在住の65歳以上の者で構成する団体	5割減額														
(5) その他指定管理者が特に必要と認めた場合	5割減額又は免除														
標準処理期間	3日														
備考															
設定年月日	平成28年8月15日	最終変更年月日	平成30年6月15日												